令和9年4月1日から下水道使用料を改定します

町の下水道使用料は平成９年に改定して以来、約30年間据え置いてきました。しかし、施設の老朽化や物価上昇に伴う運営コストの増加などにより、今後、事業運営に必要な資金がさらに不足する見込みです。このため、安定的で持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保するため、令和9年4月1日から下水道使用料を改定することになりました。

改定にあたっては、学識経験者と町民代表で組織される利根町下水道事業運営協議会で慎重に検討・審議を行い、令和８年９月利根町議会定例会において、下水道使用料の改定に関する条例改正案が可決されました。

下水道使用料を改定する背景

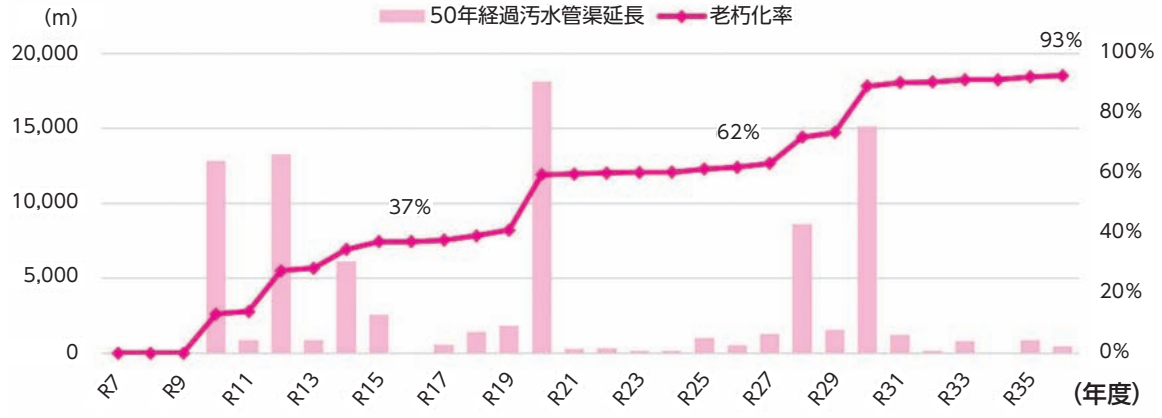
背景①　人口減少に伴う使用料収入の減少

町の人口は約30年後には半減する見通しです。人口減少に伴い水洗化人口も減少するため、下水道使用料収入も令和5年度の1億5,300万円から令和36年度には7,200万円と大幅に落ち込む見通しです。

背景②　下水道施設の老朽化と更新費用の急増

町の下水道事業は事業開始から約50年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。下水道管は長年の使用により腐食やひび割れなどの破損が生じやすく、機能低下や道路陥没など重大な事故につながる恐れがあります。したがって、今後は施設の維持管理だけでなく、老朽化に伴う計画的な改築や更新、自然災害などへの対策を進める必要があり、費用は急増する見込みです。

老朽化の推移



背景③　利根町下水道事業の財政状況

下水道事業は、経営に係る費用を事業の収入によって賄う独立採算制を原則としていますが、**下水道使用料だけでは費用の８割程度しか賄えていないため、一部を税金などで補填しています。**また、町の下水道資産の約半分（45.3%）は、住宅団地造成に伴い民間業者から無償譲渡された「受贈財産」であり、新設時の費用はかかっていないため、現在まで県内他市町村と比較して低い料金水準を維持してきました。しかし、今後の改築・更新は町の財源で賄う必要があるため、対策を講じなければ財源不足が発生する構造となっています。

背景④　茨城県内で唯一「基本使用料」がない料金体系からの変更

現在、茨城県内で唯一の基本使用料を設けない料金体系を採用していますが、本来は事業運営に必要な人件費や施設の維持管理費など、下水の使用水量にかかわらず発生する固定的な経費は「基本使用料」で賄う必要があります。

下水道使用料の算定根拠

現行の使用料体系で今後経営を続けた場合、使用料算定期間である令和9年度から令和13年度までの5年間で、約1億6,500万円が不足する見込みです。また、今後の更新費用の急増に対応するために、将来20年間で生じる見込みの財源不足額2億6,000万円を見据え、特定の世代へ負担が偏らないように、年間1,300万円の「資産維持費」を、算定期間の経費に平準化して計上しました。

利用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、将来にわたり安定した下水道サービスを維持するための見直しとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

※公共下水道を使用している方のみで、浄化槽や汲み取りを利用している方には影響ありません。